

【成年後見制度とは】

認知症や知的障がい、精神障がいなどで判断能力が不十分な方の権利と暮らしを守る制度です。この制度には、法定後見制度と任意後見制度があります。

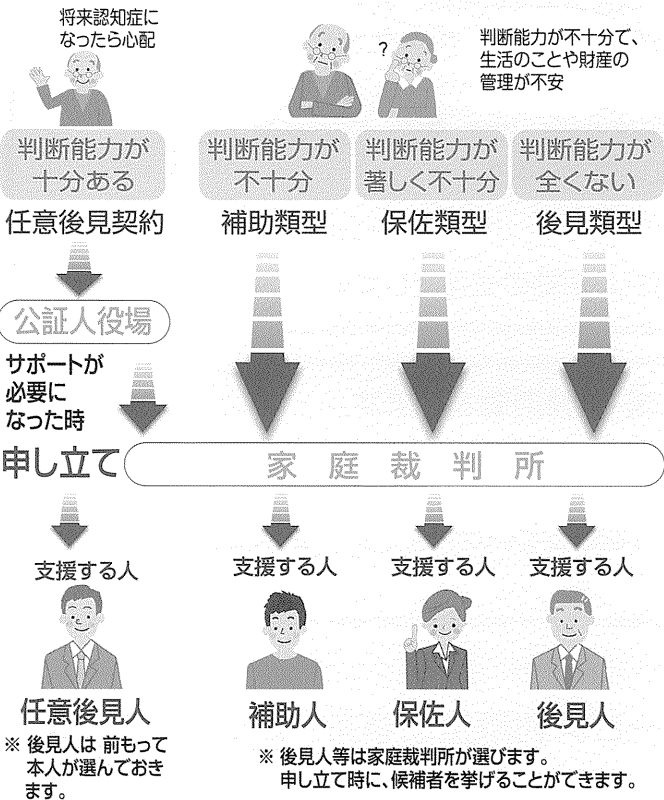
法定後見制度は、家庭裁判所に選ばれた後見人等が、ご本人の意思を尊重しながら財産の管理や生活に必要な契約・手続きなどを行います。

任意後見制度は、将来判断能力が不十分になった場合に備えて、前もって自分の選んだ人と後見の契約を結んでおきます。

【成年後見制度の流れ】

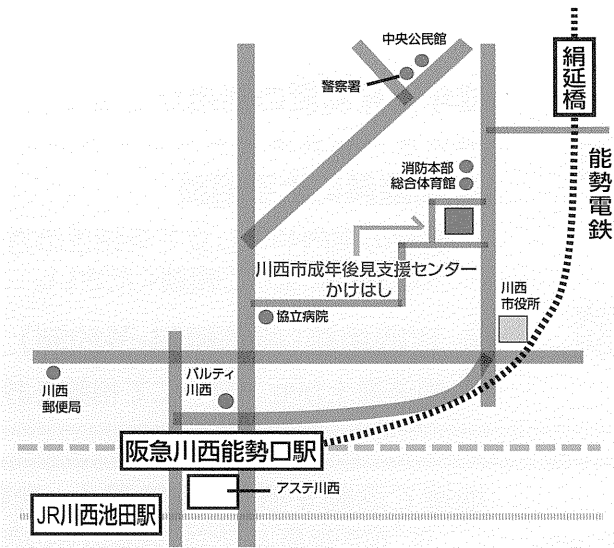
任意後見制度

法定後見制度



申し立てできる人

本人、配偶者、4親等内の親族など。申し立てできる人がいない場合は、市長が申し立てをすることができます。



- 阪急川西能勢口駅から徒歩15分
- 能勢電鉄絹延駅から徒歩10分

川西市成年後見支援センター かけはし

〒666-0017 川西市火打1丁目1番7号
ふれあいプラザ3階

☆ 問い合わせ先 ☆

電話：072-764-6110

FAX：072-759-5203

☆ 開所日・時間 ☆

月～金曜日 9時～17時30分

(土曜日、日曜日、祝日、年末年始はお休みです)

☆ 運営主体 ☆

社会福祉法人 川西市社会福祉協議会

(平成24年10月)

地域で安心して暮らせるようサポートします

川西市成年後見支援センター

★ かけはし ★



社会福祉法人 川西市社会福祉協議会

こんな時は、川西市成年後見支援センター「かけはし」へ!

物忘れがひどくなり、財産の管理がうまくできない

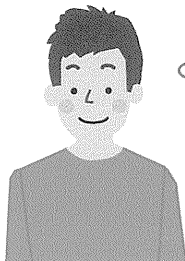
悪質な訪問販売の被害が心配だ...

福祉サービスを利用するための契約ができない



後見人活動ができるのかな?

地域で困っている方を支援する活動をしたい



成年後見制度ってどんな制度か知りたい



成年後見制度の利用が必要な方やその家族、支援者などからの相談に応じます。

相談

- 相談員による相談 ※ 月～金曜日 9時～17時30分
制度の案内や申し立て手続きの方法などの相談をお受けします。電話またはセンターへの来所によりご相談ください。
- 定期相談(相談無料・予約制) ※ 毎月第3水曜日 13時～16時
司法書士がセンターにて相談をお受けします。

地域で活動する「市民後見人」を養成し、その活動を支援します。
※『市民後見人』とは、親族以外の市民による後見人のことを言います。

市民後見人の養成・支援

- 市民後見人養成研修の開催
市民後見人の養成やスキルアップのための研修を行います。また、研修を修了した方にセンターへ登録していただき、活動の支援をします。
- 市民後見人の活動支援
市民後見人の後見活動について相談を受けたり、活動の支援をします。

広報啓発

成年後見制度を理解してもらうための広報・啓発活動を行います。

- 制度の普及のための講演会等の開催
市民や関係機関の方々に成年後見制度について知っていただくための講演会等を開催します。

成年後見制度を利用するほどではないけれど、福祉サービスの利用や日常の金銭管理に不安がある方は、福祉サービス利用援助事業があります。

この事業は、在宅で生活されている判断能力に不安のある高齢者や知的障がい者、精神障がい者の方で、ご本人の意思が確認できる方を対象に福祉サービスの利用や金銭の管理等の支援を行います。

※ 詳しくは同センターまでお問い合わせください。

